

知っておきたい 「生活と保険」



Vol.6 災害に備えた準備 災害は突然やってくる! その時あなたは どうしますか?

災害は明日にも起こる可能性があります。災害は起こった瞬間にはその規模や状況はわかりません。一旦避難した後、「大したことはない」と思い、現場に戻って被災した方も大勢います。そんな時どのように行動すればよいのか、しっかりと考えておきましょう。

CFP 黒澤 佳子

アットハーモニー
マネジメントオフィス代表
栃木県出身。横浜国立大学卒業
後、銀行、IT企業、監査法人を経て独立。個別相談、セミナー講師、本やコラムの執筆等を行う。



CFPとは?
上級ファイナンシャルプランナー。世界24カ国・地域(2017年2月現在)で導入されている、ファイナンシャルプランナー(FP)の頂点とも言える資格。原則として一國一組織により資格認定が行われており、日本では日本FP協会が認定している。

災害でどんな被害を受けるのか知っておこう

日本の国土は、環太平洋造山帯に位置しており、地震が多いだけでなく、台風の被害も受けやすい環境にあります。温暖化の影響で、ゲリラ豪雨などの異常気象の発生も多くなり、災害が他人事ではないと感じられるようになりました。中でも東日本大震災の地震・津波は記憶に新しく、多くの人が自然災害の驚異を感じたと同時に、一人一人の災害に対する備えがいかに重要かを教えてくれました。

南海トラフ地震や首都直下地震は、東日本大震災を超える

甚大な被害が想定されています。死者・行方不明者数は、東日本大震災が約2万人であったのに対し、南海トラフ地震では推定約32万人(*)です。

また、想定されている大規模地震にだけ注意しておけばいいわけではありません。平成28年4月の熊本地震の発生確率は30年以内に1%未満であったことや、未確認の活断層があることを考えると、日本ではいつどこで大きな地震が起きてもおかしくないのです。

地震による損失	建物・家屋の倒壊 家財類の落下・転倒 電化製品の故障・欠損 火災発生 土砂崩れ 液状化現象 津波	都市部特有の被害 (大都会で地震が起きた場合) ●ビルの倒壊、落下物 ●道路が落下物でふさがれ大渋滞 ●電車がストップ、帰宅困難者 ●電気・ガス・水道が使えない ●電話やインターネットがつかない
火災による損失(二次災害)	家屋・家財の消失 延焼	関東大震災や阪神・淡路大震災のときには、 火災旋風 が広範囲の延焼を引き起こした。
風水害による損失	家屋・家財の床上・床下浸水 車の水没	H27.9鬼怒川の堤防が決壊。茨城県常総市の面積の約3分の1が浸水、2万棟近くの住家が被害に。

どのような災害のリスクが高いかは、お住まいの地域によっても変わります。市区町村などが公表している災害リスクに関する情報(ハザードマップ等)を確認し、どんな災害リスクがあるのか把握しておきましょう。津波や地震など災害の種類によっても安全な場所は異なります。どの災害時にはどこに避

難すればいいのかを防災マップで確認しておきましょう。また災害時には、電話がつながりにくくなることがあります。そんな時は、SNSも含め複数の手段を想定しておき、「災害用伝言ダイヤル(171)」や「災害用伝言版」など安否確認の方法を家族でも話し合っておきましょう。

生活の再建にかかるお金と公的支援

害への備えとして、どのような対策や準備をしていますか? 家具の固定や配置の工夫を行うだけでなく、食料・飲料の備蓄しておきましょう。非常用として購入するのではなく、普段使える食料を備蓄し、消費した分だけ新しく買い足す「ローリングストック方式」がよいでしょう。また、地震の揺れを感知して自動的に電気を止める「感震ブレーカー」も有効です。災害に強い家におきましょう。

<被災前に活用できる制度>
○住宅の耐震化に関する補助(耐震診断等)
・耐震診断や耐震改修等、所有者の負担の軽減を図る
・住宅・建築物の耐震化を促進する
○地震保険料控除制度
・契約者が支払った保険料の一部について、税法上の地震保険料控除の対象となる
・所得税(最大5万円)・個人住民税(最大2万5千円)が課税所得額から控除される

東日本大震災で被災した住宅の新築費用は、内閣府によると平均約2,500万円(全壊)でしたが、それに対する支援金は、公的支援と義援金をあわせて約400万円程度でした。公的な支援金や義援金だけでは、生活再建に十分とはいえません。また、住宅だけでなく、家財や引越しなどにも費用がかかりますので、さらに個人負担分が増えることとなります。

ちなみに南海トラフ地震では、推定全壊住宅は約239万棟(*)であり、東日本大震災の約20倍になると試算されています。想定される経済損失額は、約214兆円と言われています。

いざというときの災害保険

期に生活再建のためには、保険での備えが有効です。既に加入している方も、保険の内容をきちんと把握しておかないと、いざというときに支払われないことがあります。補償対象や内容が十分か、一度見直してみましょう。

建物がさほど被害を受けていない場合でも、家財が大きく被害を受け、再購入が必要になる場合もありますので家財についても備えることが望ましいです。

また、火災補償に比べ、水災補償や地震補償の加入割合

家具の置き方の工夫	●建転倒しないように壁に固定する、免震マットをはる ●寝室や子供部屋には背の高い家具をおかない、重いものは下の段に ●倒れた時に出入口をふさがないようにする ●強化ガラスにする、または飛散防止フィルムをはる
食料・飲料の備蓄	●飲料水3日分(1人1日3リットル) ●非常食3日分(ご飯、乾パン、缶詰、カップ麺、板チョコなど) ●トイレトイレットペーパー、マッチ、ろうそく、カセットコンロ、ラップなど [夜寝るときにそばにおくもの] ●くつ・スリッパ、懐中電灯、メガネ、着替え、ラジオ、現金、保険証のコピー、笛(ホイッスル)など
非常用バックの準備	救急用品、マスク、防災ずきん、軍手、懐中電灯、携帯ラジオ、電池、貴重品(現金・通帳・印鑑・健康保険証など)、携帯電話の充電器、飲料水、食料品、携帯トイレ、タオル、衣類、下着、使い捨てカイロ、ウェットティッシュ、洗面用具など ※人数に応じて準備 [乳幼児がいる場合] 紙おむつ、おしりふき、ミルク、哺乳瓶、母子手帳のコピーなど [高齢者がいる場合] 服用中の薬、老眼鏡、入れ歯、折りたたみ杖、おむつ、おかゆなど [女性がいる場合]生理用品、下着、防犯ブザーなど

公的支援制度

被災者生活再建支援制度	基礎支援金:全壊100万円、大規模半壊50万円 加算支援金:建築・購入200万円、補修100万円、賃借50万円 (単身世帯の場合は3/4)
災害救助法	居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する 修理限度額 1世帯当たり57.4万円 (平成29年度基準)
災害復興住宅融資(住宅金融支援機構)	融資限度額(基本融資額)1,650万円

は、まだまだ低い状況にあります(火災補償:82%、水災補償:66%、地震補償:49% 内閣府試算)。

なお、一般的な火災保険に加入していても、地震や津波、火山の噴火による災害は補償されません。それらに備えるには地震保険に加入または地震保険を上乗せで付帯する必要があります。

災害時に必要なものを備えておくことは非常に重要ですが、まずは命が最優先です。命あってこそその備えですね。

※内閣府の有識者会議による想定

災害保険「ゆうホーム」のご案内

災害保険「ゆうホーム」は、日本郵政グループの皆さまの住まいや家財を対象に火災、風水雪害、震災、不慮の人為的災害等に備える商品です。

- Point ①火災以外にも、風水雪害、震災、不慮の人為的災害を補償します。
- Point ②保険料は、全国一律で1口10円/月(最高補償額16万円)と無理のない負担額でご加入いただけます。

ご加入例:200口(住宅150口、家財50口)加入の場合

保険料	月額 2,000円
最高補償額	
火災による全壊の場合	3,200万円
風水雪害による全壊・流失の場合	1,200万円

地震もセット
地震、津波等の震災による被害も補償の対象に自動的に含まれ、最高補償額500万円(震災等による全壊の場合)

(注)災害保険「ゆうホーム」は地震保険料控除の対象となりません